赤ちゃんの聞こえの検査（新生児聴覚検査）について

1,000人に1～2人は生まれつき耳の聞こえに障がいを持つといわれています。その場合には、早く発見して適切な支援を受けることにより、赤ちゃんのことばの発達を促し情緒や社会性を育てることができます。松前町では、生まれてきた赤ちゃんの健やかな成長を願って、新生児聴覚検査費用の一部を公費負担します。また、新生児聴覚検査を実施していない医療機関で出産された場合にも、他の医療機関で新生児聴覚検査を受けることができます。ぜひこの受診票を使って新生児聴覚検査を受けられることをお勧めします。

1　対象者

松前町に住民登録のある妊婦が出産した児

2　健康診査の内容

赤ちゃんが眠っている状態で小さい音を聴かせて、その時耳や脳から出る反応波形を測定し、耳の聞こえが正常かどうかを自動的に判定する検査です。

自動聴性脳幹反応検査（自動ＡＢＲ）

音が聞こえたときに出る脳波の一種を検査する方法。赤ちゃんが眠っている間に、短時間で安全に行える検査です。

3　検査時期

出生した医療機関の入院中に初回検査を行います。

初回検査が要再検査の場合は、確認検査を行います。確認検査で要再検査の場合は、精密検査のため、専門の医療機関を紹介します。

4　健康診査費用の負担

県内の医療機関等で、この受診票を使って新生児聴覚検査を受けた場合、費用の一部（令和７年度分は産後２週間前後 5,000 円、産後１か月前後 5,000 円）を公費で負担します。

検査費用の一部（令和７年度分は初回検査 5,000 円、確認検査 5,000 円）を公費で負担します。

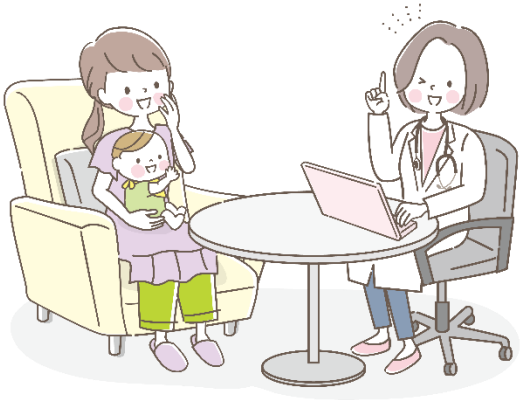

新生児聴覚検査を受ける前に(注意事項)

1．３枚複写になった受診票が１部（初回検査用、確認検査用）入っています。

2．**県内の委託医療機関**で新生児聴覚検査を受けた場合、かかる費用の一部を公費負担します。ただし、**県外の医療機関では使用できません**

※県外医療機関で受診する人は６ページをご覧ください。

3．この受診票は松前町から交付を受け、かつ住民登録のある人のみ使用できます。**町外へ転出した人は使用できません**。転出先の市区町村担当窓口に受診票を持参してご相談ください。

4．この受診票の有効期限は生後１か月未満までです。

5．この受診票は、現金との引き換えや未使用分の払い戻しはできません。

6．この受診票は、原則再発行はできません。

7．この健診結果は、３枚複写の３枚目の結果通知書により医療機関から松前町に通知し、その結果に基づき、使用した保護者に連絡することがあります。

8．検査結果は、松前町が保管し、それを基にしてお母さんやお子さんの健やかな成長のための保健サービスを行います。

9．個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報の適正な扱いを確保します。

[問い合わせ] 松前町保健福祉部子育て支援課
電　　話　089-985-4189
メ ー ル　hughug@town.masaki.ehime.jp
開庁時間　月～土曜日　８時 30 分～17 時 15 分